配当公告

北海道網走市港町四番地八九
　破産者　株式会社アバモク
右の者に対する釧路地方裁判所網走支部平成二十年（フ）第二一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金三六一、二八六、九四〇円
一、配当をすることができる金額
　金一六、一九五、九一六円
平成二十二年十月二十七日
　北海道網走市台町三丁目八番五号
　破産管財人　河邊　雅浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市手代森一四地割一六番地四六八、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　渡辺　恭延
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十七日
　岩手県盛岡市青山四丁目二二番一〇号
　相続財産管理人　司法書士　村上　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市宮城野区出花三丁目三番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区芋沢字新田五六番地の二洛風苑
　被相続人　亡　小磯　忠夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十七日
　宮城県仙台市泉区虹の丘二丁目一一番地の二一　相続財産管理人　工藤　直則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市府所本町二二三番地、最後の住所栃木県鹿沼市府所本町二三一番地
　被相続人　亡　熊倉　セツ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十七日
　新潟県上越市安江一丁目二番二三号
　相続財産管理人　江口　尚也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区荒田町二丁目九番地、最後の住所兵庫県西宮市川西町六番一六―二〇四号
　被相続人　亡　大橋　孝子
平成二十二年十月二十七日
　栃木県宇都宮市中央一―八―七サニープレイス銀杏一階一A　原田いづみ法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　原田いづみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市上吉田四三八〇番地、最後の住所埼玉県秩父市上吉田四三八一番二
　被相続人　亡　吉川金一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十七日
　埼玉県秩父市道生町三番六号
　相続財産管理人　新井兄三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市大字拾六間七〇四番地二九、最後の住所埼玉県熊谷市大字拾六間七八二番地三八　被相続人　亡　藤野　忠久
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十七日
　埼玉県熊谷市宮町二―九五間庭ビル二〇二
　相続財産管理人　弁護士　落合　昭男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県東頸城郡浦川原村大字谷七二五番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　秋山　公聖
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十七日
　新潟県上越市安江一丁目二番二三号
　相続財産管理人　江口　尚也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区荒田町二丁目九番地、最後の住所兵庫県西宮市川西町六番一六―二〇四号
　被相続人　亡　大橋　孝子
平成二十二年十月二十七日
　島根県邑智郡邑南町矢上六八〇番地
　相続財産管理人　前田　良恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県由布市湯布院町川南四〇〇番地三、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　桑原　正憲
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十二年十月二十七日
　大分市王子新町一三番一六号
　相続財産管理人　吉田　祐治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県邑智郡邑南町中野一七五七番地、最後の住所大阪市西成区鶴見橋一丁目四番二四号長楽荘三〇三号
　被相続人　亡　月森　武志
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。
平成22年10月27日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①山形新都心開発株式会社　②山形県知事(2)第2070号　③代表取締役　志村和雄　④山形県山形市城南町一丁目１番１号　⑤1000万円　⑥山形県知事　⑦山形県山形市城南町一丁目１番１号　山形新都心開発株式会社　代表取締役　志村和雄

①ジャパン建材株式会社　②国土交通大臣(1)7336　③代表取締役　大久保清　④東京都江東区新木場一丁目７番22号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市住之江区平林南１―５―５　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都江東区新木場一丁目７番22号　ジャパン建材株式会社　代表取締役　大久保清

①有限会社エスコート　②東京都知事(5)61665　③代表取締役　赤塚徳行　④東京都江戸川区中葛西五丁目35番６号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都江戸川区中葛西五丁目35番６号　有限会社エスコート　取締役　櫻井章光

①有限会社カイセイ　②大阪府知事(3)46582　③取締役　道上クニ子　④大阪府大阪市北区東天満２―９―４　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市北区東天満２―９―４　有限会社カイセイ　取締役　道上クニ子